

8. リンコンダム水利組合連合体規約（仮訳）

1962年3月29日の法律の5852の枠組みによりリンコンダム水利組合連合体が組織された。

第I章 名称住所及び期間

第1条

リンコンダム水利組合連合体の名前で、社会性及び農牧・農業的な組織を形成した。

また、この組織は非営利組織で、このテーマに関するドミニカ共和国の規約の規定によって発効されるべきであり、1962年3月29日の法律5852号地上の水の管理と公的用水と配水、同じく1984年9月26日法律52号規約と修正、規約2588は灌漑地区及び地域の連合体の組織1982年政令555号によって水利費が定められた。

第2条

リンコンダム水利組合連合体の所在地は、ラ・ベガ県ヒマ・アバホ郡にあり、定例会議で多数決によって修正可能である。連合の管轄内で他の場所に移動することができる。

第3条

リンコンダム水利組合連合体は下記の解説に従って丸いゴム印もしくはsello secoを持つべきである。捺印の上の部分はリンコンダムの連合体で下の部分はドミニカ共和国La Vega県と設立年月日2000年6月4日。捺印真中にはダムと稲作のデザイン(連合体が所轄する地域の主要作物)。

1. リンコンダム水利組合連合体設立日：2000年6月4日公用紙(papel timbrado)にのみ表記することができる。

第4条

- a) リンコンダムの連合体の期間は不確定であり、水利組合受益者の定例会議により決定した時に解散することが出来る。前もって会議の目的を説明して召集し組合員の75%出席による。

- b) 上記述べた a) の条件によって解散する場合は、所有している財産は、組合連合体の組合員内で、配分することは出来ない。法律に従って水資源を管理している機関に返還すべきである。

第5条 水利組合連合体の目的

- a) 社会経済的な生活レベルの向上させる。
- b) 正常な条件で灌漑施設の整備条件によって、配水の平等性と必要時期の配水確立する。乾季の場合、生育期間、即ち基礎要素に基づいて栽培の葉齢に用いる。
- c) 受益者の作付け面積と作付け時期の開始は、ダムの貯水量を考慮しながら INDRHI の技術者 (gerencia) と連合体理事で構成されている委員会によって決定する。
- d) 灌漑システムの施設の操作維持管理(ヒマカム, ヒマ右岸, ヒマ左岸)。
その地理的な範囲は次の通りである。
北側は Las Cabullas section, 南側は Duarte 高速道路と Miranda 山, 東は Fantino 郡, 西は Vega 市。
- e) 効率的な配水と水の使用を改善するために、必要である灌漑施設の建設を行う。
- f) 合理的な水の使用と改善された農業技術の実践を行うために受益者の研修を行う。
- g) 経営と関連したテーマについて研修ワークショップやセミナー開催することによって受益者に技術知識の獲得を促進する。
- h) 国内外機関からの融資を誘導し、農産加工業のプロジェクトのためフィージビリティ調査を実施して、融資を促進する (機関の自律性は関与しない)。
- i) 作付け計画の作成や生産コスト決定について受益者と協力する。

- j) 国内外での市場レベルの生産物の流通の取引を受益者とする。
- k) 受益者台帳の更新を有意に行うために、受益者台帳のチェックと評価、再編を行う。
- l) 効果的な配水システム現行の必要性によって灌漑と栽培計画の作成と承認を行う。
- m) 水利組合連合体と政府機関（水利庁、農務省、農地庁と農業銀行との関係を確立する基本となる法的な規則の草案作成する又水利連合と政府機関が調停しながら現在の長官と信用を高める。
- n) リンコンダム貯水池の操作計画に水利庁（INDRHI）、ドミニカ電力公社（CDE）、国立飲料水庁（INAPA）と共に参加する。
- o) 水利組合連合体自身の他の活動への参加のように灌漑の順番、水路の清掃、水利費の徴収のための協力に関する守らなければならない規則を遵守する。

第6条

この目的を達成するには水利連合は責任者が適切だと思う妥当で適切なすべての方法を使用すべきである。この方法はこの規約とドミニカ共和国現行の法律に従うべきである（法律番号 5852, 520, 条例 2588, 法令 555）。

第II章 メンバーに関して

第7条

水利連合体のメンバーは、ヒマ・カム、ヒマ左岸とヒマ右岸の水路の灌漑用水を使うすべての農家で構成されている。

第Ⅲ章

第8条

受益者は定例会議で行われる議題について討論に参加する権利を持つ。発言権と議決権は、水利組合代表として出席した者が持つ。

1. すべての受益者が選挙権と被選挙権をもつためには下記の条件を満たさなければならない。
 - a) 成人である者
 - b) 土地を所有する農家
 - c) 水利費を期限内に支払うもの
 - d) モラルのある人
 - e) 水利組合連合で貢献する気がある者
 - f) 犯罪歴の無い人
 - g) 土地を借用している所有者は、選挙権と被選挙権を持つためには下記の条件を満たさなければならない。
 1. 上記の条件をすべて満たすこと。
 2. 借用証明書の提示する。
 3. 借用有効期間は、2年以下であること。
2. 水利連合の理事長になるためには水利組合の責任者メンバーになる必要がある。
3. a) 自分の圃場に灌漑する時間を持つ必要な時に必要な量の水を受けます。

- b) 水利組合を通して水利連合に水路がいつも使えるように要求する。
- 4. a) 水利連合の責任者メンバーになるためには、明確に読み書きが出来なければならない。
- b) 水利費を期限内に払う余裕が、時間的にあり、水利組合連合のために働く意欲のある人でなければならない。

第9条

組合員権を以下の時に失う。

- a) 死亡したため
- b) 現行の規則に違反した時
- c) 重犯罪を犯した時
- d) 水利組合連合体の現行の目的に反する行いをした時

第10条

公的な水の配水と地上水の制御について受益者の基本的な権利は1962年の法律5852と同じく法律520と条例2588によって定められている。

第11条

リンコンダム水利組合連合体の組合員は、下記の義務を持っている。

- a) 忠実に定例会議で決められた規約と規則を遵守する。同じように忠実に水利庁 (INDRHI) の条項を遵守する。1962年3月29日の法律5852と同じく公的な水の配水と地上にある水の制御について法律520と条例2588によって定められている。
- b) 通常もしくは臨時的な定例会議に参加する。
- c) 水利組合連合体の目的を達成するためには全力で協力する。
- d) 水利組合連合体の定例会議で承認された分担金を支払う。
- e) 水の使用に関する法律的な条項を遵守する。
- f) 前もって評価され水利組合連合体で定められた法律5852に従って、他の圃場の組合の利益に貢献する必要な水路と用排水路の配置の許可を与える。

- g) 水利施設を監視し連合体のメンバーもしくは他の人が起因するであろう損害及び破損について報告する。
- h) 技術的な立案，市場調査や法律 5852 に従って利益が上がるであろうと考えられる作物を栽培できる農地を開拓する。 圃場内小水路
- i) 効率的な方法でかんがい用水を使用し，排水路と自分の圃場にかんがい用水を導く2次水路、3次水路 (regolas) と進入路を良い状態を維持する。
- j) 統計情報を作成するため，作物，栽培され灌漑された面積，収量と生産コストについての情報を水利組合連合体の指導員に提供する。 木の管理用道路
- k) 適正に受領した国有財産を管理する。
- l) 水利組合連合体に所属するいかなるレベルの組合員も政党による選挙運動を水利組合連合体内で行ってはいけない。この警告を無視する者は違反の程度によって制裁されるべきである。
- m) 水利組合連合体内では，宗教的人種的社会的政治的平等である。
- n) 総会で決める時は現行の規約に従う。

第IV章 総会について

第12条

総会は，水利組合連合体の最高議決機関で水利組合の発言権と議決権を持つすべての幹部のメンバーで構成されるべきである。作業計画とこの機関の国有財産支払い義務，私有財産の状態を示す経営情報と年次報告書を通知するために年間の総会は毎年行うべきである。少なくとも15日前に理事長からの召集によって水利連合の設立日から現行の規約についての解釈方法及び適用方法及び規約に書かれてないいかなる事項について通知する。

1. 水利組合連合体の理事の選挙は4月の第2週に行われるべきである。時間と場所は水利組合連合自身で決め、理事長の任期は、2年間とすべきである。また、水利組合連合体の幹部の過半数以上の出席が必要である。
2. 総会は必要の応じて臨時的に理事長が引率して開催することが出来るべきである。
また、少なくとも5人の理事が申請する場合は、開催することが出来るべきである。
3. 臨時会議は少なくとも3日前に召集されるべきである。臨時会議では召集内容についてのみ行われるものである。
4. 会員の2/3以上の投票により、この規約の改正は臨時会議のみ承認することが出来る。

第13条

理事会が基も適切な場所考えられるところで総会を行うべきである。

第14条

総会では、水利組合連合体の幹部のメンバーの出席者の過半数以上の同意無しで決議は、できない。

1. 各々の代表者は投票権がある。
2. 総会は定例であれ臨時であれ1回の招集で、組合員の過半数以上があれば有効とすべきである。過半数以上の出席が得られない場合は2回目の召集を行い会員の40%以上の出席で有効とすべきである。最終的に前述の人数が出席しない場合は3回目の召集を行い会員の20%以上の出席で有効とすべきである。この2回目、3回目の召集は別の日におこなうべきである。

第15条

総会の議事録を作成するべきである。

第16条

例え、賛否があろうとも召集された会議に欠席しようとも、総会で有効的に承認された決議はすべて受益者にとって絶対的なものであるべきである。

第V章 総会の役割について

第17条 総会の権限

- a) 水利連合の理事を選出する。
- b) 会長が提出しなければいけない年次的な報告書の承認
- c) 毎年の経費の見積りを承認し、通知する。Gerencia によって作成されるべきであり水利連合の年度始まりの15日前に承認されるべきである。
- d) 水利組合連合体の管轄する地域の各作付け期間の灌漑と栽培計画
- e) 水利組合連合体の理事会の運営を監査監督するためメンバーの中から懲罰委員会と監査委員会を選出する。

第18条 理事会について

水利組合連合体はすべての水利組合によって構成されるべきである（同時に水利連合は3水利組合の組合員の代表者によって構成される）。

リンコンダム灌漑地域(ヒマ・カム, ヒマ右岸, ヒマ左岸)を管轄する。

第19条

水利組合連合体は、理事長、副理事、書記、会計、広報担当、組織担当と3人の評議員によって構成された理事会によって運営されるべきである。理事は定例議会で選出されるべきであり、任期は、2年間で連続して再選されないかぎり再選は可能である。

1. 辞任死亡の場合は、もしくは水利連合の理事会のメンバーの一人もしくは数人の問題が生じた時、評議員の中から空席の理事を選出するため理事長もしくは代理人によって残りのメンバーが召集されるべきである。

第20条

理事会の決議は多数決によって決定されるべきである。

第VI章 理事の権限

第21条 理事会の役割について

- a) 総会で決められたすべての決議を遂行させ自らも遂行する。即ち現行の規約と内規に示されたすべて条項を留意する。
- b) 理事長が、総会に提出しなければならない年次報告書を作成する。
- c) 総会の承認に委ねるべきである作業計画を作成し実行させる。
- d) 水利組合の経済的な財産を管理し、資金を預けるべき銀行を選出する。
- e) 理事長が召集する数回の会議に出席する。理事長の主導もしくは理事会の5人のメンバーの申請のどちらかによる。
- f) 総会を運営し同じ重役会を構成する。
- g) 水利連合が円滑に活動できるようにすべての問題を解決する。
- h) 灌漑排水システムの維持に関する各機関を責任を水利庁とともに決定する。
- i) 必要であろう作業委員会を作る。

- j) 規約に違反したメンバーは懲罰制裁を命令される。
- k) システムの年間予算を作成するため水利連合がもつすべての必要性について責任をとる。
- l) 水利組合連合の年間予算を総会の承認に委ねる。
- m) 水利組合連合の Gerencia によって灌漑システムの適切な操作, 保全, 管理を確保するために必要な援助に対する指導員と契約する。

第 22 条 理事長の役割

規約の規定以外の会長の権限は以下のとおり。

- a) 会議の召集を行い司会進行し内規によって決議の討議を円滑に進める。
- b) 理事会の決議と要請を通知し遂行する。
- c) 水利連合の通知文と公文書に署名する。同時に書記も署名する。
- d) 抗争中は水利連合を代表し, 弁護士と代理人を指名し, 水利連合の名前で告訴し, もししくは告訴される。
- e) 年間収支についての明細書と業績の年間報告書を総会のために作成する。
- f) 水利連合の入会は, Poder Ejecutivo に申請する。
- g) 水利連合の問題について円滑に解決するため, 会計と Gerente と共に運営上の責任を持つ。水利連合のすべての項目に関する内外の活動を調整し管理する。

- h) 規約と内規を遂行させ自らも遂行する。
- i) 銀行口座を会計共に開く署名、手形を振り出し手形の裏書、手形をキャンセルする水利組合連合体の関係する商業的な書類も同様である。

第23条 副理事長の役割

副理事長の権限

- a) 会長の欠席の場合は一時的な障害辞任もしくは死去の場合は代行する。
- b) 水利組合連合体が、委託するようないかなる活動も実行する。
- c) 必要な時は水利組合連合の理事会の理事長の代行を行う。

第24条 書記の役割

書記の権限

- a) 召集通知を会長と共に作成署名し、すべてのメンバーに通知するための必要な手段をとって召集通知を配布する。
- b) 総会と理事会の議事録を作成すると同時に議事録に理事長と共に署名する。
- c) 通知文を管理し、水利組合連合の議事録と関係書類を整理する。
- d) 水利組合連合体のファイルをまとめて管理する。

第 25 条 会計の権限

経費の支払い及び水利組合連合のいかなる他の収入も要求し、監査する又領収書に署名する。

- a) 理事会が選出した銀行の水利連合の預金と資金を監督する。
- b) 現在の銀行の残高がいくらか水利組合連合に提出する。
- c) 小切手に会長と共に署名する。
- d) 理事長の年次報告書に付け加えなければいけない収入と支出の明細書を作成する。

第 26 条 組織担当の役割

組織の担当の権限

- a) 水利組合連合が、開催するイベントをコーディネートする。
- b) 水利組合連合体の組織強化を図る方法は下記のとおり。
 1. Nucleo と水利組合の定例会議に参加しながら、組織内の民主的な制度が適用できるようにサポートする。
 2. 研修, 会合, ワークショップ, 会議, 総会等のその他の活動を調整する。
 3. 水利組合の Nucleo 毎に、すべての受益者ため一般的な情報を作成する。

Nucleo = 3次水路毎の水利グループ

第27条 広報担当の役割

広報担当の権限

- a) 水利組合連合体（水利組合とNucleo）が行うすべての活動についてマスコミ（テレビ・ラジオ・新聞）を活用して宣伝する。
- b) 受益者の自覚を向上させるラジオ番組を作成する可能性を判断する。同じく水利組合連合の3ヶ月間もしくは半年間行った活動をすべて掲載する新聞を作成する。

第28条 評議員の役割

- a) 評議員は理事会が指定した仕事を遂行する。
- b) 水利連合理事長職を除いてすべての役職を代行することが出来る。
- c) 水利組合連合体の理事会の理事長もしくは副理事長が欠席の場合は、評議員が司会進行することが出来る。

第29条 委員会の役割

作業委員会（監査委員会、懲罰委員会、その他）の人数は理事会で決めることが出来る、同じく灌漑部門で生じた問題を克服する特殊な役割を持つ。各委員会は3人のメンバーと各水利組合から1名ずつで構成される。

第30条 水利費の支払い項目について

受益者による水利費の支払いは公的な水の配水と地上水の制御についての法律号 5852 水利費についての法令 555 に定めている項目に依存するべきである。

第31条

リンコンダムの灌漑システムの維持, 操作, 保守費を払う資金は以下から用いる。

- a) 受益者が, 水サービス料を支払った一年間の合計金額
- b) メンバーや公的及び民間および国内外の機関からの寄付および借入金
- c) 水利組合連合が振興した学問的社会的活動同じく営業を維持するのに必要な資金を得る他の活動。

第Ⅶ章

第32条 Gerencia の役割

水利組合連合は, 理事会 (人事権一規定) からの方針を遂行し, 調整する Gerente を1人置くべきである。人事的な運営と指示と維持する直接責任がある。

第33条

Gerente は理事会と交わした契約の元働くべきである。

第Ⅷ章 水利連合財産と Ejercicio Social

第34条

水利連合の財産は以下の通りに構成されている。

- a) 水のサービスの法的な料金についての徴収と前述した決議
- b) 寄付された財産

- c) 国内外もしくは指定され受け取った補助金
- d) 罰金もしくは規定と内部規約に書かれたいかなる形の制裁を徴収した合計金額
- e) 水利連合に経済的な利益をもたらす投資

第35条

水利費の支払いと年間予算作成する会計上の目的のため水利組合連合体の会計年度は、毎年11月の1日に始まり10月31日に終わる。

第36条

会計年度が終わる時は、水利組合連合体の理事会は銀行口座と商取引について一般監査を行うべきであり、それは2人の会計監査によって行われ1人は外部からもう1人は水利庁からである。2人は、理事会に監査結果を詳細に報告するべきである。そのあと90日以内に水利組合連合体の現在の経済的な状況を通知するため理事会は定例議会招集するべきである。

第IX章

第37条

現規約で、不明な点が生じた場合は水利組合連合体の責任者が、解決するべきである。内部規約を作成して解決する各々規約の項目を詳細に説明し、各担当者の役割不明な点があったら実際に規約を適用するためである。水利組合連合体の総会でこの規約は公正に承認されるべきである。

第38条

理事会は少ない金額の支出のためCaja chicaの設立を許可し最高の支出金額を決めるべきである。

雑費
小額の備品購入費

第39条

水利組合連合体が支払うすべてのお金は規約に従って承認された人の捺印と署名のある小切手を用いるべきであるCaja chicaは、例外である。

第40条

水利連合のすべての役員は、無報酬であるべきである。

第41条

内部規約は、すべての水利組合連合の制度上の組織と役割、同じく他の委任したいかなる他の役割とルール (normas) を決定すべきである。

リンコンダム水利連合体
ドミニカ共和国 ラ・ベガ県

かんがい施設維持管理のための内規

はじめに

リンコンダム水利連合体は、2000年4月6日に設立され、公的な水の配水と地上の水の制御についての法律5852号で保護され水利庁との協定によって設立された。

これは、水利連合体が、ヒマ右岸地区、ヒマ左岸地区及びヒマ・カム地区のかんがいシステムの操作、維持管理、それらの責任を持つためである。

すなわち、水利連合体は、水の利用の向上に挑戦し、同じくシステムの構成する水利施設を制御と保全するためである。かんがい利用とシステムの施設の保全を円滑に向上させるために施設操作は、利用者が守らなければいけない定着した規則によって行われることが必要である。

この規則は、この地域の農業生産ために必要不可欠なサービスを確保するもの（道具）である。

第I章 目的

リンコンダムのかんがいシステムの操作の内規の作成する目的は、以下の通りである。

- 同じ水を使う利用者間の争いを避け同じく灌漑システムの操作維持管理の積極的な参加を促す。また、利用者は、この規約に定められていることに自主的に従わなければならない法律5852によって忠実に遂行させる。これは灌漑システムの操作保守のため風紀を確保するためである。
- かんがい施設（ダム、用水路、ゲート、その他）ドミニカ共和国政府の公金を使用したことを利用者に理解させる。従って、かんがいた農地に十分なサービスをもたらすために、利用者が保守・維持しなければいけない。
- 水利庁から水利連合体に提示された、かんがいシステムの操作維持管理に関して責任と義務を持つ。
- 自分の圃場の水を効率的に管理すれば生産量と生産性が向上し収入が、増加し最終的に生活レベルが向上することを利用者に理解させる。

- 生産コストを低下させ、利益を上げる目的で、企業的精神を持ってリンコンダムの水を管理すべきである。
- 利用者の自覚を向上させるための目的で、教育と研修プログラムを設定する。それは、持っている責任を円滑に果たすためである。
- リンコンダムの貯水池に水を供給する流域の保全の目的で再植林のプログラムを積極的に行う。この活動は私たちに悪影響を及ぼすしている問題を解決しているすべての政府機関と共に調整すべきである。

第II章 考慮すること。

1. この内規は第V章で、保護され公的な水の配水と地上水の制御についての法律5852号で使用者の責任権利と義務が定義されている。また、95条に基づいてこの規約を作成する。
2. かんがいシステムの適切な操作維持のために、良い管理を行うための材料費、燃料費、潤滑油費、機械の維持費、人件費及びその他必要な費用を賄うための必要な資金を請求する。
3. この資金を準備するため、水利連合体は、各利用者が持っている灌漑面積に応じた料金の支払いを請求する。

4. 水利組合連合体の Gerencia によって年間予算を作成されるべきである。この予算の決定は理事会に委託されるべきである。一度、承認された予算を受益面積で割ったサービス料金の計算を行い、予算に修正を加えて定例会議で承認する。
5. 水利組合連合体の会計年度は、毎年11月1日に始まりかかった経費を次の年の10月31日までに支払う。

第Ⅲ章 名称、住所及び期間

第1条：リンコンダム (Canal Jima Margen Derecha, Jima Margen Izquierda, y Jima Camu) の水の利用権を持っている土地所有者と灌漑使用者は公的な水の配水と地上水の制御についての法律5852号によってこの規約の遵守しなければならない。

第2条：この水利連合体の名称は、リンコンダム水利連合体とする。

第3条：この水利連合の住所は、Vega 県の Jima abajo, calle Duarte esquina Sanchez にあり水利組合連合体の組合員の居住地から等距離にある。

第4条：水利連合体の期間は決められていない。

第IV章 メンバーと利用者の義務

第5条：すべての使用者は水利台帳に登録され、自分の圃場で使用した水利費を期限内に支払わなければならない。

第6条：灌漑栽培計画とおりに水利連合体と水利組合が承認した灌漑規定に従う。

第7条：水の効率的な使用のため圃場内に設置された灌漑排水路のよい状態に保全する。

第8条：担当者以外の施設の機械操作（水門、南京錠、鎖、その他）は厳禁する。

第9条：測量地形図による判断と水利連合体及び水利組合の両方の合理的な判断で、他の圃場の便宜のため必要な用排水路と農道を通す権利を与える。

- 第10条：水の無駄な損失を回避するほかの利用者に損害を与えないように大事に使用する。同じく水利施設（水路、ゲート、サイホン式取水口、その他）の損害を回避する。第三者によって生じた損害は、報告する。
- 第11条：水利連合体の本部からの明白な許可無しに水の使用方法与一般的な施設の使用方法を変えてはいけない。
- 第12条：一般的なかんがいシステムと支線水路以降のかんがいシステムの管理及び操作に関して通知するラジオの情報を知らせる。
- 第13条：水利組合連合体の統計資料作成のために、実際のデータを提供する水利台帳の更新と確認を目的としてアンケートを行う場合は、他の情報も通知する。
- 第14条：組合員が、水利組合連合体もしくは他の組合員に悪影響を及ぼす、不正な施設操作をしている場合は、水利組合連合体事務所に報告する。

- 第15条：水利組合連合体の雇用者は、相互に尊重し人間関係を健全に保つ。
- 第16条：順番通り、次の組合員に水を供給するため、かんがい面積に応じた指定されたかんがい時間を守る。
- 第17条：もし、かんがいサービスを受けるための、土地に関する必要条件が整えば、水利台帳への記入を水利連合に申請する。
- 第18条：水利連合体の事務所が、利益を上げると考えられる作物を栽培する土地を開拓することを計画、要求すること以外命令しない。
- 第19条：決められた日にある理由で用水路の清掃を欠席したすべての組合員は、変わりに働いてくれた人にお金を払わなければならない。

権利

- 第20条：栽培面積と作物要水量を満たすため、適切な時期に十分な量のかんがいサービスを要請し受け取ることが出来る。

- 第21条：水管理についての技術的指導を受け同じく自分の圃場の水・土壌・栽培管理に関する特殊な問題の解決のためのアドバイスを受けることが出来る。
- 第22条：水利連合体の組合員として、また人間として水利連合体の組合員に誠実な態度を要求できる。
- 第23条：水利組合体の業務を改善するため組合と núcleo 通して水利連合体役員に自分の意見が届くようにする。
- 第24条：自分たちのかんがい地域から、水利連合理事会役員、水利組合役員、núcleoを推薦、選出することができる。
- 第25条：かんがい用水の制御と利用者によりよいサービスを行うため水利連合体に用水路の永続的管理の資格を要請する。
- 第26条：年度末に、水利連合体が利用者に、その年の支出と収入を知らせる報告書を発表することを要請できる。

第27条：組合員は、水利連合体に研修、座談会、講演及び現地研修会を通して水管理
土壌管理と使用方法についての新技術の情報を申請できる。

第V章 水利費について

第28条：水利連合体の gerencia は、システムの運営操作維持のための年間予算を作成
すべきである。前述の予算は、水利連合体の決定に委託する。一度、修正を
加えて承認された予算は、水利費を決めるための基本とすべきである。また、
その年の支出の見込みを決定すべきである。

第29条：承認された予算に留意しながら水利費は、gerencia によって毎年計算される
べきである。水利費は、利用者のかんがい面積を基本として、水利連合体の
年間予算に見合わせるため必要な金額にすべきである。10ha（160タレ
ア）以上の面積については、確定した基本料金の2倍の金額を支払うべきで
ある。

第30条：なんらかの方法で、利用者に通知するため前述の料金は、その年の9月30日よ
りおそく決定されるべきである。

- 第31条：毎年11月1日から12月31日までに水利費の支払いは、水利連合体事務所に行わなければならない。
- 第32条：11月から12月までの間に水利費を支払わない使用者は、規約に従って1月から3%の延滞金を支払うべきである。延滞金は延滞した月に応じて加算される。
- 第33条：3ヶ月経過後、使用者が該当する延滞金を含めた水利費の未納の場合は、未納者に対してかんがい用水の使用を禁じる。水利連合体は未納者に対して権利を用いて支払いを強いるべきである。この原因によって生じる経費や損害は未納者の支払いとする。

第VI章 施設

- 第34条：水利連合体は、更新した財産目録を作成すべきである。その目録は、管轄下のかんがいシステムの施設すべて（取水口、サイフォン、水管橋（paso de agua）、ゲート、暗渠、畦畔、支線水路、3次水路の水路とそれぞれの延長、寸法について詳細に書かれたものである。

- 第35条：かんがいシステムの施設の維持改修事業の実施は、定例会議で予算の承認を行い、水利連合体の責任で実施される。
- 第36条：すべての事業は、水利連合体の指導、監督下で途中変更も含めて実施するべきである。
- 第37条：水利連合体の事前の明瞭な認可無しで、水路の工事あるいは仕事してはいけない。
- 第38条：用水路と排水路に隣接した土地の所有者は、自分の圃場を保守するために水路の管理用道路にいかなる施設も作ることは許されない。もし、それが必要であれば水利連合体に要求すべきである。法律を遵守して水利連合体の迅速な管理の下、工事の許可を行い適切な人材によって工事を命令する。その土地の所有者は、用排水路と水路の管理用道路にいかなる種の作物も栽培することが出来ない。
- 第39条：使用者の責任は圃場内の排水路を維持することである。水利連合体の gerencia は、かんがいシステムの定期的な検査を行い、圃場内の水路に過剰な堆積物と雑草を生じさせた利用者に対してかんがい用水の使用の中断することが出来る。

第Ⅶ章 かんがい用水の使用について

- 第40条：水利連合体の gerencia は、かんがい用水の使用可能量と作物の要求量によって施設操作計画を作成すべきである。先述の計画は定期的に見直されるべきである。
1. 施設操作計画に基づいて確立されたかんがいの順番は、第3者に損害を与えるような順番の変更は、できない。
- 第41条：かんがい用水の分水は、水利連合体の分水担当者によって、水利連合体の指導の下で行うべきである。自分の順番であっても勝手に水を取ってはいけない。
- 第42条：自分の圃場面積に応じた要求量以上の水量もしくはかんがい時間を要求してはいけない。
- 第43条：作物の生育期間を考慮して水不足の場合は、合理的で平等な方法でかんがい用水の分水を行うべきである。
- 第44条：水利連合体は、幹線水路もしくは支線水路の維持のため幹線水路を断水することができる。しかし、影響するすべての利用者に通知しなければならない。

第Ⅷ章 処 罰 (賠償と罰金)

- 第45条：水利費の未納もしくは、灌漑許可を得ていない利用者に対しては、灌漑用水の使用を中断できる。
- 第46条：3次水路ブロックの水利グループ員に依頼した活動を妨げるような利用者の不服従や反抗は最初はRD\$100、2回目は、RD\$500、3回目はRD\$2,000の罰金で処罰される。利用者が、度重なる過ちを起こす場合は、その行いの重さによって処罰を変更することが出来る。
- 第47条：水利施設(ゲート、サイフォン、水路の出口、その他)に損害を与え、もしくは破壊する使用者は、自分の引き起こした損害を操作できる元の状態に戻さなければいけない。また、RD\$500の罰金を強いられる。その上、1日入牢しなければならない。2回目は元の状態に戻しRD\$1,000の罰金で、3日間の入牢を強いられ3回目は、RD\$2,000の罰金で3日間の入牢と栽培期間中のかんがいサービスを中断される。
- 第48条：自分の取水口の流量を増やす目的で、幹線水路または、支線水路を塞ぐすべての使用者は、RD\$2,000の罰金とそれによって生じたいかなる損害も弁償をしなければならない。

第49条：順番を守らずに水を使用するすべての利用者は1回目は、RD\$500、2回目は、RD\$1,000、3回目は、RD\$2,000の罰金で処罰され、その上3回目は、かんがいサービスの中断を強いられる。違反度重なる場合は処罰はその重大さによって変更できる。

1. 3次水路ブロック毎の水利グループ員、もしくは、分水担当の許可なしに自分の欲しい時に水を取ることは出来ない。

第50条：責任者からの明確な通知があつたにもかかわらず用水路の清掃活動に参加しない使用者は、1回目はRD\$200、2回目はRD\$500、3回目はRD\$1,000の罰金を強えられる。

第51条：鍵を壊すすべての使用者は、1回目はRD\$500の罰金と壊した物の10倍の物で置き換える2回目はRD\$1,000の罰金と1日入牢と20倍の物で置き換え、3回目はRD\$2,000の罰金と3日間の入牢。度重なるの場合は（4回目以降）法的な処罰を受ける。

- 第52条：もし、使用者が毎年11月に始まるその年度の水利費の支払証明書もしくは領収書のコピーを提出しない場合は、公的私的融資機関は、Rincon ダムの管轄の地域で播種する作物ために融資することが出来ない。
- 第53条：天水によって播種を行うすべての利用者は、水利費を払うまでかんがいサービスを受けられない。
- 第54条：圃場の用水が、農道や水路の管理用道路に損害に与えた利用者は、1回目はRD\$500、2回目はRD\$1,000、3回目はRD\$2,000の罰金と自分の引き起こした損害を元の状態に戻さなければいけない。
- 第55条：利用者が、自分の所有する圃場面積よりも少ない金額を支払った場合は、支払った面積のみ灌漑サービスを受けることが出来る。もし支払っていない圃場でかんがい用水を使用すればRD\$1,000の罰金と圃場面積の計測未払い面積分の水利費の支払いを強いられる。利用者が前年度にそのことを起こした場合は水利連合体は、延滞金とあわせて徴収もしくは使用者と協議のうえ支払方法を決定する。

- 第56条：自分が飼育しているいかなる家畜も、支線水路、3次水路、圃場、水路管理用道路にて勝手に採食させて、他の使用者に起こした損害の金額の支払いとしてRD\$500の罰金と強いることが出来る。
- 第57条：この規約に対するいかなる違反、否定、乱用、越権行為を起こす使用者にこの規約に書かれていなくとも水利連合体に損害を与える場合は、理事会は適用する処罰を決定する。
- 第58条：未来の状況に応じて適切な料金に変更するため、この規約で決められた罰金は定例会議によって修正することが出来る。
- 第59条：処罰された使用者は、最終的に罰則を決定する水利連合体の理事会に訴えることが出来る。